令和８年度

市営住宅入居申込案内書

（案内期間　令和８年７月１日～令和９年３月３１日）

安城市建設部建築課市営住宅係

電話（０５６６）７６－１１１１（代表）

７１－２２４０（直通）

令和８年１１月１日改正版

市営住宅とは

市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で供給することを目的として、多額の市税と国の補助金によって建設された施設です。言い替えますと、市民の皆さんに経費の一部を負担していただき、住宅にお困りで収入の少ない方に安い家賃で使用していただく住宅です。

したがって、市営住宅に居住するにあたっては、国会や市議会で決められた法律（公営住宅法）や条例（安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例）などの適用を受けます。この案内書はそれらに基づいて作成されています。

また、市営住宅は共同住宅ですので、入居されますと、その住宅で新たな共同生活を始められることになり、これまでと違った対人関係や共用施設の利用・管理など入居者相互での取り決めや約束事も必要になります。これらについては入居者である皆様方で話し合い、他人に迷惑をかけないことを基本に協力し合い、良好な共同生活環境をつくり、健康で明るい毎日を送っていただくようお願いします。

入 居 資 格 ・ 連 帯 保 証 人

●入 居 資 格

１　安城市内に住所又は勤務場所を有すること。

日本人、外国人を問わず申込みが可能ですが、外国人の方は在留期間が１年以上である必要があります。

２　現に同居し、又は同居しようとする親族等（内縁関係等にある方を含む）があること。

① 親族とは民法上の親族（６親等内の血族、配偶者、３親等内の親族）を意味します。

② 内縁関係にある方は、住民票に「未届（内縁）の妻（夫）」と記載されており、戸籍謄本（全部事項証明）でも、ほかに婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。（「同居人」の場合は申込みできません。）

③ 離婚調停中（裁判所の事件証明書が申込み時に必要）などの理由がない限り、夫婦を分割して申込むことはできません。なお、入居可能日の前日までに離婚できなければ、申込みは無効とします。

④ 母子（父子）世帯で申込みをする場合、同居者のうち未成年者がいる方は親権が必要です。

⑤ 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。なお、児童福祉法に規定された里親と当該里親に委託されている児童の関係は除きます。

例：兄弟姉妹での申込み（両親死亡の場合を除く）　　例：おじ、甥、いとこ等との申込み
例：他に扶養義務のある親族と同居する申込み　　例：友人、知人同士での申込み
例：祖父母と扶養関係のない孫との申込み

⑥ パートナーシップ関係の相手方、または、ファミリーシップ関係にある者等との申込みはその関係が分かるものが必要です。

⑦ 市が定める入居可能日から３０日以内に、申込書記載の入居を予定する全ての者が入居できる方でないと申込みできません。

婚約により申込みされた方は、入居可能日から３０日以内に、入居予定者のうち１名は必ず入居し、入居可能日から3か月以内に全員が入居してください。

なお、入居後、世帯全員の住民票を提出していただきます。婚約により申込みされた方は、入居後及び婚姻手続終了後の住民票を提出してください。

⑧ 出生や死亡の場合を除き、申込後の同居親族等の変更や婚約者の変更、婚約破棄等があった場合は申込みを無効とします。（死亡により単身者となった場合等は、入居者資格等に適合していなければ申込みが無効となる場合があります。）

≪単身での申込み≫

次のいずれかに該当する方で、日常生活に支障のない程度に健常である方又は介護が必要であって常時介護を受けることができる方（入居の申込みをした方に、面接及び介護の内容について調査することがありますのでご承知ください。）は同居親族等がなくても単身で申込みができます。

ただし、申込みができる住宅は２０・２１頁の安城市市営住宅一覧表の「単身入居」欄に「○」のある住宅に限ります。

・申込日現在で満６０歳以上の方
・身体障害者（１級から４級までの身体障害者手帳のある方）

・精神障害者（１級から３級までの障害者手帳のある方
ただし､知的障害者においては、精神障害者の程度と同程度とする。）
・戦傷病者（恩給法の特別項症から第６項症までの方と第１款症の戦傷病者手帳のある方）
・原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方）
・生活保護を受けている方
・引揚者（海外から引き揚げて５年を経過していない方）
・ハンセン病療養所入所者等
・ＤＶ被害者（次の要件いずれかに該当する方）
① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第３条第３項第３号の一時保護、同法第５条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２３条第１項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して５年を経過していない者
② 配偶者暴力防止等法第１０条第１項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していない者
③ 女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者
④ 女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してＤＶ被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域ＤＶ協議会参加団体及び補助金等交付団体）による確認がされている者

３　現に住宅に困窮していることが明らかであること。

①狭い
現在居住している住宅が狭いこと。（２人世帯以上の場合は、専有面積が４０㎡以下（単身者の場合は２５㎡以下）等）
②他の世帯と同居
住民票上別の世帯と同居し、台所、トイレ、洗面所及び浴室の全てを共同使用していること。
③家賃が高い
現在支払っている家賃（駐車場代、管理費、共益費等除く）が高いこと。（収入（月額）に応じて計算した家賃算定基礎額以上の場合。）
※生活保護受給者で、住宅扶助費以下の家賃の場合はこの要件での申込はできません。
④立ち退き要求を受けている
賃貸人から正当な理由により立ち退き要求を受けていること。（自己の責めに帰する場合を除く。）
⑤遠距離通勤
安城市への通勤時間が（往復）4 時間以上かかっていること（通勤時間は通常の待ち時間・徒歩時間も含めたもの）。
⑥居住環境不良（構造・安全性）
住宅以外の建物に住んでいる（倉庫・事務所など）又は保安上危険な住宅に住んでいること。
⑦居住環境不良（設備・衛生等）
住戸に台所、便所、浴槽がない又は衛生上有害な状態にある住宅に住んでいること。
⑧その他
住宅が狭い等の理由で、親族等（婚約者含む）と同居することができないこと等。
※持ち家がある
申込者又は同居予定者に持家がある場合は、原則申込みできません。ただし、売却や差し押え等により持家でなくなることが証明できる場合、共有名義の場合で持分を譲渡することが証明できる場合等は申込みできますが、入居可能日までに売却等が完了していなければ当該申込は無効となります。
※他の公営住宅に入居している。
申込者（申込者の配偶者含む）が他の公営住宅の契約者の場合は、原則申込みできません。

４　公営住宅法施行令に定める収入基準（17～19 頁参照）に適合していること。

①　申込日現在での、入居を予定する全ての者の収入金額が収入基準の計算対象となります。

②　婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

③　次の条件に該当する世帯(**裁量階層世帯**)の方の収入基準が緩和されています。

・高齢者世帯

入居者が６０歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが６０歳以上又は１８歳未満の方である場合

・障害者世帯

入居者又は同居者に障害者基本法第２条に規定する障害者であって、次に掲げる障害の程度に該当するものがある場合

ア　身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載された障害の程度が同法施行規則別表第５号の１級から４級までである場合

イ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する１級又は２級の精神障害者及び精神障害の程度に相当すると認められる知的障害者である場合

ウ　入居者又は同居者に戦傷病者特別援護法第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載された障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表ノ３の第１款症である場合

・原子爆弾被爆者世帯

入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある場合

・引揚者の方

入居者又は同居者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していないものがある場合

・ハンセン病療養所入所者等

入居者又は同居者にらい予防法が廃止されるまでの間（平成８年３月３１日までの間)、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者がある場合

・小学校未就学児童のある世帯（小学校就学の始期に達するまでの児童がある場合）

５　市区町村税を滞納していないこと。

申込日現在、申込者及び同居予定者に滞納があり、分納の形で支払っている場合であっても、申込みできません。

６　申込者及び同居予定者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

資格審査時に、警察署に照会をさせていただきます。なお、入居後に暴力団員であることが判明した場合又は暴力団員になったことが判明した場合は、住宅を明渡ししていただきます。

７　連 帯 保 証 人

連帯保証人は１名必要です。入居資格審査の際に連帯保証人届出書を提出していただきます。連帯保証人になれる方は、日本国内に居住する方で、次の要件を全て満たしている必要があります。なお、外国人の場合は永住者又は特別永住者であることが必要です。

①　連帯保証人は、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人（保証することにつきその補助人の同意を得ることを要する者に限る。）及び破産者で復権を得ないものでないこと。

② 連帯保証人は、「年金以外の所得」（※１）と「年金収入」（※２）を合算した金額が、年間１，８９６，０００円以上であること。

③ 連帯保証人は、市区町村税を滞納していないこと。

また、連帯保証人の方は、入居資格審査時に所得証明書及び納税証明書を、賃貸借契約の締結時に印鑑登録証明書及び誓約書を提出していただきます。なお、申込者本人の印鑑登録証明書が併せて必要となります。

※１　「年金以外の所得」とは給与、事業所得等をいい、譲渡所得等の一時的な所得を除く。

※２　「年金収入」とは、老齢年金等の課税対象となる年金及び遺族年金をいう。

８ 保証会社（家賃債務保証業者）

次の要件を満たす方は、連帯保証人の代わりに、安城市指定の民間保証会社を利用できます。

① 緊急連絡先として届出できる人がいる方（親族、知人等）

② 電話連絡先がある方

③ 安城市指定の金融機関で家賃の口座引落ができる方

④ 保証会社の保証審査に合格した方

また、保証会社を利用するには、初回保証料、更新保証料が家賃とは別にかかります。

● **ご相談の段階では、口頭や一部の書類でご質問いただく場合が多いため、最終的な入居資格の有無等は判定ができません。後日、すべての書類を提出していただいてから最終的に判定します。このため、相談時と判定が異なる場合もありますのでご了承ください。**

募 集 ・ 申 込 ・ 入 居 決 定

●募 集 の 方 法

１　待機型住宅

（１）随時、受付けしております。順番を待って入居順が回ってきた場合に入居できます。
ただし、受付期間終了（６月３０日）以降、引き続き申込みをしたい方は、７月に更新手続きが必要です。

（２）待機型住宅は次の住宅に限ります。
新田住宅、大山田東住宅、飛越住宅、池浦住宅Ａ，Ｂ棟、小川住宅、荒曽根住宅、新田北住宅、小根住宅、門原住宅、大山田上住宅

（３）入居については、**①安城市内に３年以上在住又は在勤の方、②安城市内に３年未満在住又は在勤の方**の区分とし、優先順位を設けます。

（４）待機型住宅に月末現在で申込みがない場合、抽選型住宅として募集することがあります。

２　抽選型住宅

（１）年数回、空き家の状況に応じて募集を行います。そのため、必ず募集を行うとは限りません。抽選型住宅は次の住宅です。
前山住宅、吹付住宅、寒風根住宅、池浦住宅Ｃ棟、東大道住宅、大東住宅、井杭山住宅

（２）募集を行う場合、市の広報紙「広報あんじょう」と安城市ホームページで募集内容を公表します。

（３）募集は部屋毎に行います。

（４）待機型住宅にお申込みがあり、待機中の方もお申込みいただけます。

●高齢者・障害者等の世帯の優先枠について

高齢者・障害者・原子爆弾被爆者世帯（以下「優先入居世帯」という。）の方に対しては、**令和８年７月１日から令和９年６月３０日までは大山田東住宅Ｂ棟・Ｅ棟、飛越住宅、池浦住宅Ａ・Ｂ棟、小川住宅、荒曽根住宅、新田北住宅、小根住宅、門原住宅、大山田上住宅のそれぞれ１階**を優先枠とします。

［高齢者世帯］

申込者が６０歳以上の高齢者の世帯（申込家族はその配偶者、１８歳未満若しくは５６歳以上の方、又はパートナーシップの相手方だけとします。）

［障害者世帯］

入居を予定する全ての者の中に次に掲げる方が含まれる世帯

（１）戦傷病者特別援護法第４条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している方で、恩給法の特別項症から第６項症まで又は第１款症の障害を有する方

（２）身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している方で、身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級から４級までの障害を有する方

（３）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する１級から３級までの障害を有する方

（４）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する精神障害の程度に相当する知的障害を有する方

［原子爆弾被爆者世帯］

入居を予定する全ての者の中に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第２条の規定により交付を受けた原子爆弾被爆者健康手帳を所持し、かつ、同法第１１条第１項の認定を受けた方か、同法施行規則第５１条に掲げる障害を伴う疾病にかかっている方のいる世帯

●母子（父子）世帯の優先枠について

母子（父子）世帯の方に対しては、**令和８年７月１日から令和９年６月３０日までは大山田東住宅Ｂ棟・Ｃ棟・Ｄ棟・Ｅ棟、飛越住宅、池浦住宅Ａ棟・Ｂ棟、小川住宅、荒曽根住宅、新田北住宅、小根住宅、門原住宅、大山田上住宅のそれぞれ最上階**を優先枠とします。

［母子（父子）世帯］

母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第６項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している方（ただし、同居者のうちに２０歳以上、かつ、経常的収入を得る職業に就いている方がいる場合は該当しません。）

母子（父子）世帯優先住宅を申込みされる場合は、**母子（父子）世帯であることの証明書又は世帯全員の住民票及び戸籍謄本**を提出していただきます。

なお、更新手続き時にも母子（父子）世帯であることの証明書又は世帯全員の住民票及び戸籍謄本を提出していただきます。

●申込みの方法

１　待機型住宅・抽選型住宅

① 申込みは待機型住宅で１世帯１住宅、抽選型住宅で１世帯１戸に限ります。
② 市営住宅入居申込書に必要事項を記入し、建築課市営住宅係に直接お持ちください。
③ 年齢は、申込日現在での満年齢を記入してください。
④ 申込書の他に**住民票（本籍、続柄など省略の無いもの。マイナンバーは不要）**などの書類を添付してください。（抽選型住宅の場合、申込み時には不要です。）
⑤ 申込者及び同居予定者の収入が全てわかるようにしてください。
⑥ 申込みは、必ず申込者本人か入居（同居）予定のご家族等の方が申込受付場所にお越しください。なお、単身者の場合は必ず申込者本人が申込受付場所にお越しください。

また、代理人（入居を予定する者以外）による申込みの場合は、必ず本人を同席させるようにしてください。

⑦ 郵送（抽選型を除く）、電話、インターネットによる申込みは一切取り扱いません。

●申込み時の注意事項

① 鍵の引渡し前に住宅の室内を見ることはできません。
② 空き家がある場合でも、政策上の理由から入居の案内をしない場合があります。

●申 込 み 後 の 注 意 事 項

１　待機型住宅

① 申込み後、希望住宅を変更する場合は、必ず建築課へ直接来て手続きを行ってください。郵送、電話、インターネットでの変更は受け付けません。

② **申込み後に申込み内容に変更がある方（住所、連絡場所、勤務先など）又は入居申込みを辞退される方はお早めに必ずご連絡ください。なお、市からの連絡が取れない場合は失格とし、名簿から抹消します。**

③ **入居を待機している方には、毎年、更新の手続きをしていただきます。この手続きを行わない方は申込み名簿から抹消します。**

④ 待機中に抽選型にお申込みされ、仮当選された場合は、失格となります。

＜更新手続き＞

① 更新手続きは、以下の期間内に行ってください。更新手続後の入居順位は、市内在住在勤期間の優先度（５頁参照）に従って決定します。

受付期間：毎年７月１日から翌年６月３０日（土・日・祝日・年末年始を除く。）

更新期間：毎年７月１日から同年７月１５日（土・日を除く。）

更新後の入居順位決定通知：毎年７月下旬

② 更新後の入居順位については、更新手続きをした申込者全員に通知します。

注）７月以降に受付をした方は、更新手続きをした方より後の入居順位になります。

２　抽選型住宅

① 申込受付期間を過ぎてからの希望住宅の変更はできません。期間内に希望住宅の変更や申込みの辞退をする場合は、建築課へ直接来て手続していただきます。

② 申込み後に住所や連絡場所を変更された方又は入居申込みを辞退される方は、お早めに必ずご連絡ください。

＜抽選会について＞

抽選型住宅では、１戸の住宅に複数名の方が応募された場合に抽選を行います。

① 公開による抽選は公正を期すため開催するものです。抽選会への出欠は当落に関係ありませんが、抽選会を欠席した場合は、出席者及び建築課職員に抽選を一任したものとみなしますのでご了承ください。

② 抽選結果は申込者の方全員に通知します。早く確認したい方は、建築課において公表しますのでご確認ください。なお、電話でのお問い合わせには回答いたしかねます。

●入 居 資 格 審 査 に つ い て

１　待機型住宅

① 入居順位が回ってきたら、仮当選者と定め、入居資格審査に必要な書類（１５・１６頁参照）を提出していただき審査を行います。審査については、仮当選者と定めた時点での資格の有無を審査しますので、申込み時点と入居資格審査時で変わる場合には、内容により失格となる場合がありますので注意してください。

② 書類審査の結果、不明な点がある場合は、事情に応じて必要な書類を追加していただきますのでご承知おきください。

③ 提出書類の内容について勤務先等へ照会や実態調査を行う場合があります。

④ 入居資格審査に必要な書類の提出は、必ず申込者本人がするようにしてください。

２　抽選型住宅

① 公開抽選により仮当選者と補欠者を定め、仮当選者の方は、入居資格審査に必要な書類（１５・１６頁参照)を提出していただき審査を行います。申込受付期間最終日現在での資格の有無を審査しますので、申込み時点と入居資格審査時で変わる場合には、内容により失格となる場合がありますので注意してください。

② 書類審査の結果、不明な点がある場合は、事情に応じて必要な書類を追加していただきますのでご承知おきください。

③ 提出書類の内容について勤務先等へ照会や実態調査を行う場合があります。

④ 入居資格審査に必要な書類の提出は、必ず申込者本人がするようにしてください。

●入 居 決 定

１　待機型住宅・抽選型住宅

① 入居資格審査後、入居される住宅が決定した時は、入居決定通知書、市営住宅賃貸借契約書、敷金（家賃の３か月分）の納付書等をお渡しします。

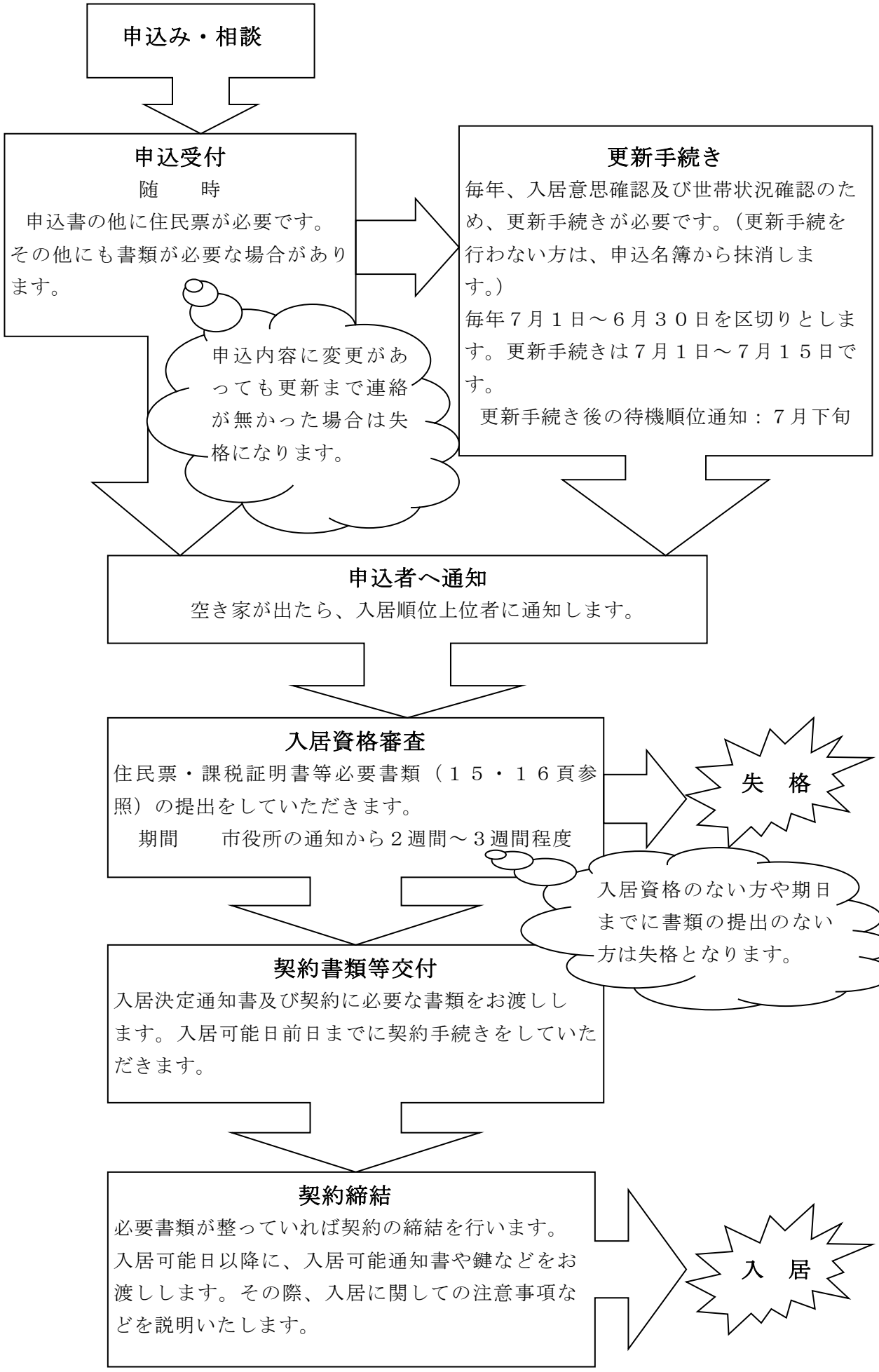
　なお、納入された敷金については無利子とし、退去後に還付します。ただし、退去に係る修繕（畳の表替え・ふすまの張り替え）及び未納の家賃等の債務は、敷金からこれを控除します。

② 指定された期日（入居可能日前日）までに、敷金の納付及び賃貸借契約書等を作成のうえ建築課市営住宅係の窓口にお越しください。敷金の納付及び必要書類が整っていれば、市営住宅の入居契約を締結いたします。ただし、契約書、入居可能通知書及び鍵の交付は入居可能日以降になります。

③ 入居可能日は、入居資格審査から２週間から３週間程度後に設定します。入居可能日の前日までに入居契約手続を完了しない場合は、入居の決定を取り消す可能性があります。なお、部屋の修理の都合により入居可能日を変更する場合があります。

④ 単身で申込みされた方は、身元引受人届出書を提出してください。

●申込みから入居まで（待機型の場合）



●申込みから入居まで（抽選型の場合）

申込み

申込受付

受付期間　　５日間程度

申込書を記入していただきます。その他にも書類が必要な場合があります。

抽選会

抽選日　　募集月の中旬

会　場　　市役所内

抽選会への出欠は当落に関係ありません。

公開による抽選は公正を期すため開催するものです。

抽選結果通知

抽選後発送

仮当選・補欠・落選いずれの方にも通知します。

入居資格審査

仮当選者に住民票・課税証明書等必要書類（１５・１６頁参照）の提出をしていただきます。

期間　　市役所の通知から２週間～３週間程度

失　格

補欠の方が仮当選者となります。

入居資格のない方や期日までに書類の提出のない方は失格となります。

契約書類等交付

入居決定通知書及び契約に必要な書類をお渡しします。入居可能日前日までに契約手続きをしていただきます。

契約締結

必要書類が整っていれば契約の締結を行います。

入居可能日以降に、入居可能通知書や鍵などをお渡しします。その際、入居に関しての注意事項などを説明いたします。

入　居

資格の喪失・注意事項など

●資 格 の 喪 失

次の方は受付け後であっても入居の資格を失います。

① 二重申込み又は虚偽の申込みをしたことが判明した方

② 入居資格がないことが判明した方

③ 同居親族等の変更（出生や死亡の場合を除く）や婚約者の変更があった方
死亡等により単身者になった場合、入居の資格を失う場合があります。

④ 住所や連絡場所、勤務先等の変更があっても連絡のなかった方

⑤ 提出をお願いした書類を指定期限までに提出されない方

⑥ 入居可能日の前日までに、敷金及び日割り家賃の納付をされない方

⑦ 婚約者との申込みで退職を条件に資格審査を受けた方で、入居可能日前日までに退職を証明する書類（退職証明書等）を提出できない方

⑧ 入居可能日から３０日以内に入居を予定する全ての者が入居できない方
なお、婚約により申込みされた方で、入居可能日から３０日以内に入居予定者のうち１名は必ず入居し、入居可能日から３か月以内に全員が入居できない方

⑨ その他不正入居しようとすることが判明した方

⑩ 申込者又は同居予定者において、暴力団員であることが判明した方

●入 居 に 際 し て の 注 意 事 項

① 住宅の敷地内には入居者専用の駐車場がありません。ただし、昭和６３年以降に建設された住宅（新田北住宅以降）と池浦住宅には駐車場が各戸１台分確保されています。（今後、駐車場使用料が別に必要となる場合もあります。）
車庫証明については、住宅の管理人又は自治会にご相談ください。
路上駐車や消防空地への駐車は、緊急車両の通行・駐車の妨げになるとともに、市営住宅周辺の住民の方の迷惑となります。各自責任をもって駐車場を確保していただき、路上駐車等は絶対にしないでください。

② 募集する住宅は、**既設住宅であり建築後年数も経過していることから、壁などに汚れなどがあり、修繕できかねるところがあります**のでご了承ください。

③ 家賃の納付には口座振替を利用してください。

④ 家賃は入居可能日から計算します。毎月の家賃は**必ず納付期限（毎月月末。ただし、12月分は12月26日）までに納付してください。３か月以上滞納しますと、住宅の明け渡しを請求することになります。**また、連帯保証人に未納家賃の請求等をすることにもなりますので、家賃は必ず納付期限までに納めてください。

⑤ 家賃は入居している全員の収入等に応じて決定します。そのため、入居後、毎年、入居している全員の方の収入申告をしていただき、この収入申告等により、家賃の額が決まります。

⑥ **犬、猫などペット類（人間以外の生き物）の飼育（一時的に預かることも含む）は、禁止です。**ただし、身体障害者補助犬法に規定された盲導犬・介助犬・聴導犬は除きます。

⑦ 住宅を退去される際には、退去修繕料（畳の表替え、ふすまの張り替えに要する費用）を納めていただきます。

●そ の 他

市営住宅に入居されますと、家賃以外に次のような費用が必要となります。

１　個人による負担

① 水道・下水道・電気・ガス等の使用料（吹付、寒風根住宅の場合は別途ガス漏れ警報器のレンタル料がかかります）
② 居住中に破損及び汚損した箇所の修繕費用
③ 畳の表替え、ふすまの張り替えの退去修繕費用
④ その他消耗品の交換費用等

２　市営住宅の自治会について

秩序ある住みよい住宅をつくり、明るく楽しい近隣生活を営んでいただくために、入居者のみなさまで組織する『市営住宅の自治会』への参加及び管理運営にご協力ください。

市営住宅の自治会では、入居者の利便の増進を図るため、次のような活動が実施されていますのでご承知おきください。

① 入居者から共益費を集め、それを運用すること（共益費については『３　共益費』のとおりです）
② 集会所の運営に関与すること
③ 自衛消防隊の結成及び消防訓練の実施
④ 地震に対する自主防災組織の結成
⑤ その他入居者相互の親睦、居住環境の維持改善などを行うこと

３　共益費

① 汚物の処理等に関する費用
（浄化槽の汚泥引抜き費等）
② 共用部に設置されている設備を使用するための費用
（外灯・階段灯・エレベーターの電気料金、共用水栓の水道料金等）
③ 共用敷地の清掃及び樹木・草花等を手入れするための費用

家　賃　の　計　算　方　法

家賃は近傍同種家賃(近傍同種家賃＝民間賃貸住宅とほぼ同程度となるように国の定める方法により算出)を上限に、入居者の収入、住宅の立地条件、規模、建築後の経過年数などに応じて決定されます。(家賃は毎年度変わります。)

[家賃算出の方法]

家　賃	＝	家賃算定基礎額	×	立地係数	×	規模係数	×	経過年数係数	×	利便性係数

≪所得月額の算出の方法(17 頁参照)≫により算出された所得月額を所得区分表と比較し、所得区分を決定します。その後、決定した所得区分に該当する家賃算定基礎額に立地係数、規模係数、経過年数係数及び利便性係数を乗じた金額が家賃となります。なお、所得月額区分、家賃算定基礎額、各係数は毎年度変わります。

[所得区分表]

所得区分	所　得　月　額（円）		家賃算定基礎額
Ⅰ	0～104,000		34,400 円
Ⅱ	104,001～123,000		39,700 円
Ⅲ	123,001～139,000		45,400 円
Ⅳ	139,001～158,000		51,200 円
Ⅴ	158,001～186,000	裁量階層世帯の方(2,3頁参照)	58,500 円
Ⅵ	186,001～214,000	が申込みできます。	67,500 円
Ⅶ	214,001～259,000	申込みはできません。	79,000 円
Ⅷ	259,001～		91,100 円

立地係数……安城市内：０．８５
規模係数……住戸専用面積÷６５㎡
経過年数係数…１－０．００３９×建築後の経過年数（木造以外）
利便性係数……１．３～０．５の範囲内で住宅の立地条件、設備等を考慮して設定

●収入超過者・高額所得者の家賃について

公営住宅法に定める一定の収入基準以下の方又は入居後３年を経過していない方は、本来の家賃の計算方法（上記の計算方法）による家賃となります。

入居後３年を経過し、公営住宅法に定める一定の収入基準（１５８，０００円ただし、裁量階層世帯は２１４，０００円）を超える方は収入超過者と認定され、家賃は入居されている住宅の近傍同種の住宅の家賃（民間住宅並の市場家賃）を上限に、収入に応じて決定されます。

また、市営住宅に引き続き５年以上入居されている方で高額所得者に認定された方（公営住宅法に定める一定の収入基準である３１３，０００円を２年連続で超える方）は、住宅の明渡し請求をします。この場合、明渡し期限後は近傍同種の住宅の家賃の２倍の金銭をお支払いいただくことになります。

家　賃　の　減　免　制　度

母子、父子、高齢者、心身障害者、原子爆弾被爆者、ハンセン病療養所入所者世帯の方及び収入が非常に少ない世帯の方は、家賃減免制度の適用を受けることができます。

●家賃の減免率など

区　　分	対　　象　　者	減　免　率　な　ど
低所得減免	生活保護世帯	家賃と住宅扶助料との差額
	収入月額　　0～26,000 円	30%
	収入月額　26,001～52,000 円	20%
福 祉 減 免	収入月額　78,000 円以下の ●母子世帯　●父子世帯 ●高齢者世帯 ●心身障害者世帯 ●原子爆弾被爆者世帯 ●ハンセン病療養所入所者世帯	10%

●家賃を減免する対象世帯

収入の少ない 世　　帯	生活保護を受けている方で、家賃が住宅扶助料を超える世帯
	生活保護を受けている方が、疾病による入院加療のため、住宅扶助料の支給を停止されている世帯
	収入月額（課税対象の収入、非課税対象の年金・給付金等すべての収入から算出します。）が、52,000 円以下の世帯
母　子　世　帯	配偶者のない女子で、２０歳未満の子を扶養している方 （ただし、同居者のうちに２０歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている方がいる場合は該当しません。）
父　子　世　帯	配偶者のない男子で、２０歳未満の子を扶養している方 （ただし、同居者のうちに２０歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている方がいる場合は該当しません。）
高 齢 者 世 帯	６５歳以上の高齢者の世帯 （ただし、同居者がいる場合、その方は配偶者か、あるいは１８歳未満又は５６歳以上の方でなければ該当しません。）
心身障害者世帯	中度（Ｂ・３度）以上の知的障害、中度（２級）以上の精神障害、４級以上の身体障害のある方、恩給法の第１款症以上の障害がある戦傷病者のいる世帯
原爆被爆者世帯	被爆者健康手帳を所持し、かつ、厚生労働大臣の認定を受けた方か原子爆弾被爆者の援護に関する法律施行規則第５１条に掲げる障害を伴う疾病にかかっている方のいる世帯
ハンセン病療養所入所者世帯	らい予防法が廃止されるまでの間（平成８年３月３１日までの間）厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯

入居資格審査に必要な書類

次の入居資格審査に必要な書類のうちで、該当する書類すべて揃えて指定期日までに提出していただきます。

1　現在同居している全員の住民票

①　住民票を申請する際は、必ず「省略されていないもの」（マイナンバー不要）と申請してください。（世帯主、続柄、筆頭者氏名、本籍の表示が記載されたもの）

②　婚約で申込みをされる場合など、同居していない方との申込みは、それぞれの世帯全員の住民票を提出してください。

2　収入を証明する書類

①　次頁の〈収入を証明する書類〉のうち、該当する書類をすべて揃えて提出してください。

②　婚約者の方で、現在収入のある方でも、入居可能日の前日までに退職することを条件に申込みをされる方は、**退職予定証明書**を提出してください。

なお、この場合、入居可能日の前日までに**退職証明書**を提出していただきます。

③　婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

3　無職・扶養を証明する書類

入居を予定している方のうち、収入のない方については、次のいずれかの書類が必要です。

①　最近退職された方は、**源泉徴収票、離職票の写し**又は**退職証明書**を提出してください。

②　学生（高校生、大学生）の場合は、**学生証の写し**を提出してください。

4　完納証明書（住民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税）

5　入居資格に関する誓約書（申込者及び同居予定者が暴力団員ではないこと等の誓約書類）

6　連帯保証人関連書類（連帯保証人届・連帯保証人の所得証明書及び納税証明書）又は保証会社関連書類（保証委託申込書、重要事項説明書）

7　婚約中の方は次の書類

①　婚約入居の誓約書

8　次に該当する方は全部事項証明（戸籍謄本）

①　両親が死亡し、兄弟姉妹で申込みする方

②　父子世帯、母子世帯で申込みする方（親子ともに必要）

③　内縁関係等で申込みする方（それぞれ必要）

④　別居中の親（子）世帯等と同居する申込みの方

⑤　単身で申込みする方

9　申込む資格によってそれぞれ次の書類

①　単身で申込みする方……単身入居の入居資格認定のための申立書

②　常時介護を受けている方…常時介護を受けていることが分かる書類等の写し

③　障害者・戦傷病者……障害者手帳、戦傷病者手帳及び身体障害者補助犬を証明する書類の写し

④　原子爆弾被爆者……原子爆弾被爆者に対する特別手当証明書の写し

⑤　生活保護を受けている方…生活保護扶助料の受給証明書

⑥　引揚者の方……海外からの引き揚げ後５年を経過していない旨の都道府県援護事務主管（部）課長の証明書

⑦　ハンセン病療養所に入所していた方…国立ハンセン病療養所等の長の証明書

⑧　ＤＶ被害者……女性相談支援センター長の証明書、裁判所の保護命令発行通知、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関

と連携してＤＶ被害者支援を行っている民間支援団体が発行する「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれか

⑨パートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用される方…関係がわかる証明書等

⑩市内在勤者…安城市内で勤務していることを証明する書類

１０　その他必要な書類

例１　別居中の親（子）世帯等と同居する申込みの方は、**同居入居の誓約書**

例２　入居を予定している方のうち、心身障害者の方がいる場合は、**障害を証明する手帳の写し**等

例３　持家処分により申込む方は、**不動産の売買契約書**、競売開始の証明書等又は共有名義の持分を譲渡される方は、譲渡することを証明する書類

例４　現在、賃貸アパートや借家等に居住されている方は、**家賃額等の証明書、住宅を所有していないことの証明書**

＜収入を証明する書類＞

●印、○印の書類を全て提出してください。なお、●印の書類によって収入基準の審査をします。

申込者区分		収入を証明する書類 ／ 現在の状況（就職時期等により提出していただく書類が違います。）	申込月	市区町村発行の課税証明書※1	前年分の源泉徴収票	給与証明書※2	確定申告書の控（税務署の受理印があるもの）	収入証明書※3	開業届の控（税務署の受理印があるもの）	転職を証明する書類（卒業証書の写し等（退職証明書・廃業届））
給与所得者	1	前年１月１日以前から現在の勤務先に引き続き勤務している方	1～6月	○	●					
			7～12月	●						
	2	前年１月2日以降に就職(転職)し、申込日までに1年以上経過している方	1～12月	○		●				
	3	前年１月2日以降に就職(転職)し、申込日までの勤務期間が1年未満の方	1～12月	○		●				○
自営業者	4	前年１月１日以前から営業している方	1～3月	○			●	(●)		
			4～6月	○			●			
			7～12月	●						
	5	前年１月2日以降に営業開始し、申込日までに1年以上経過している方	1～12月	○				●	○	
	6	前年１月2日以降に営業開始し、申込日までの営業期間が1年未満の方	1～12月	○				●	○	○
その他	7	年金受給者の方	1～6月	○	●					
			7～12月	●						
	8	失業中の方	1～12月	●雇用保険受給資格者証の写し						
	9	生活保護受給者	1～12月	●生活保護扶助料の受給証明書						

※１　課税証明書……市区町村の税務担当課において、総収入金額及び扶養家族（市区町村により名称が異なります。）の有無等を確認できる証明を受けてください。

※２　給与証明書
- ２の場合……現在の勤務先で、申込む月の前月から過去１年間分の支給証明を受けてください。（残業手当・賞与等を含む）
- ３の場合……現在の勤務先で、就職した月から申込む月の前月までの支給証明を受けてください。（残業手当・賞与等を含む）

※３　収入証明書
- ５の場合……申込む月の前月から過去１年間分の所得を記入してください。
- ６の場合……営業開始した月から申込む月の前月までの所得を記入してください。

収　入　基　準

≪所得月額の算出の方法≫

入居資格の有無を判定する収入基準の根拠である「所得月額」とは、国や市の定めたきまりに基づいて算出したものです。一般に言われる「月々いくら」とか「手取り」などとは異なります。

以下の計算の順序にしたがって、あなたの世帯の所得月額を算出してください。

① 入居を予定する全ての者の年間総所得金額を対象とします。

② それぞれの年間総所得金額から個別の特別控除額を控除し合算します。

③ 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後、１２で除し所得月額を算出します。

≪算式１≫

	年間総所得金額		個別の特別控除			一般控除		その他の特別控除				
{ {	表１より算出した金額	－	ひとり親 寡婦 所得控除	35万円 27万円 10万円	}	38万円× 同居・扶養 親族数	＋	障害者 特別障害者 16歳以上23歳未満の者 老人扶養親族	27万円 40万円 25万円 10万円	}	÷	12
	収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算して(マイナスのときは0とする)出た金額を合算した金額											

計算した所得月額が１５８，０００円以下（裁量階層世帯（２頁３③参照）の場合は、２１４，０００円以下）であれば、申込みができます。

所得区分	所得月額	所得区分	所 得 月 額	
Ⅰ	0～104,000	Ⅳ	139,001～**158,000**	
Ⅱ	104,001～123,000	Ⅴ	158,001～186,000	裁量階層世帯の方に
Ⅲ	123,001～139,000	Ⅵ	186,001～**214,000**	限り申込みができます

●表 中 の 区 分 に つ い て

区分①…裁量階層世帯（２頁４③に該当する世帯）が該当します。

区分②…裁量階層世帯以外の一般世帯が該当します。

●言 葉 の 説 明

年間総収入金額…給与又は年金等による１年間の税込みの収入（源泉徴収票の「支払金額」）のことです。

年間総所得金額…給与所得者又は年金受給者の方は、年間総収入金額から表１（次頁参照）の方法で算出した１年間の所得金額（源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」）のことを、自営業者等の方は年間の総収入金額から所得税法上の必要経費を差し引いた後の金額のことです。

注：前年１月２日以降に就職・転職等された方は、直近の状況をもとに１年間の所得金額を算出します。

≪表１　年間総所得金額の算出の方法≫

（公的年金以外の場合）

年間総収入金額（円）	年間総所得金額
0～650,999	0円
651,000～1,899,999	総収入金額-65万円
1,900,000～3,599,999	Ａ×0.7-8万円
3,600,000～6,599,999	Ａ×0.8-44万円
6,600,000～8,499,999	総収入金額×0.9-110万円

(注)Ａの計算は、 $\frac{\text{年間総収入金額}}{4,000} = \square$ （小数点以下切り捨て）

$\square \times 4,000 = A$

（公的年金の場合）

６４歳以下の方	
年間総収入金額	年間総所得金額
130万円未満	公的年金総収入－60万円
130万円以上　410万円未満	公的年金総収入×0.75－27万5千円
410万円以上　770万円未満	公的年金総収入×0.85－68万5千円
６５歳以上の方	
年間総収入金額	年間総所得金額
330万円未満	公的年金総収入－110万円
330万円以上　410万円未満	公的年金総収入×0.75－27万5千円
410万円以上　770万円未満	公的年金総収入×0.85－68万5千円

（注意）
遺族年金、障害年金などの課税されない所得は、収入基準の計算対象となりません。

●所得月額の計算対象とならないもの

生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、母子年金、老齢福祉年金などの課税されない所得は、所得月額の計算対象となりません。

●収入計算で控除する金額

年間総所得金額から次の額を控除します。

区分	控除項目	控除対象者	控除額
一般控除	同居親族	入居を予定する全ての者のうち申込者以外の方	一人につき ３８万円
	扶養親族	入居を予定する者に入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	
個別の特別控除	ひとり親	・①～③のすべてに当てはまる方 ① 現に婚姻をしていない方又は配偶者が生死不明の方 ② 本人の合計所得金額が５００万円以下の方 ③ 扶養親族となる子がいる方	その人の所得から ３５万円
	寡婦	・ ひとり親に当てはまらず、合計所得金額が５００万円以下の方で、①又は②のいずれかに当てはまる方 ① 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不名の方 ② 夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方	その人の所得から ２７万円
	所得控除	・ 所得税法改正により基礎控除に振替えされた給与所得控除又は公的年金等控除の合計額	その人の所得から １０万円
その他の特別控除	障害者	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者であり、手帳等を交付されている方 （・身体障害者手帳　３～６級 ・精神障害者保険福祉手帳　２・３級 ・愛護手帳　３・４度 ・療育手帳　B・C判定 ・戦傷病者手帳　第４項症～第４目症）	一人につき ２７万円
	特別障害者	申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障害者であり、手帳等を交付されている方 （・身体障害者手帳　１・２級 ・精神障害者保健福祉手帳　１級 ・愛護手帳　１・２度 ・療育手帳　A判定 ・戦傷病者手帳　特別項症～第３項症 ・被爆者健康手帳所持者のうち、厚生労働大臣の認定患者）	一人につき ４０万円
	１６歳以上 ２３歳未満の者	一般控除対象者の中で年齢１６歳以上２３歳未満の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方（控除対象配偶者は除く）	一人につき ２５万円
	老人扶養親族	一般控除対象者の中で年齢７０歳以上の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方	一人につき １０万円

（注意）婚約者は同居親族に含まれますが、胎児は含みません。なお、年齢は申込日現在の満年齢とします。

安城市市営住宅一覧表(待機型)

待機型

住宅名	管理開始年度	建物階数	戸数	間取り(住戸専用面積)		所得月額別の家賃(円／月)		単身入居	浴槽・風呂釜	駐車場(1台)	エレベータ	学区	
						0～158,000	～214,000					小学校	中学校
新田A	S45	4階	28	6･6･DK	(37.53㎡)	10,000 ～ 14,900	～ 19,700						
新田B	S46	4階	24	6･6･DK	(37.53㎡)	10,200 ～ 15,200	～ 20,000	○			○	新田	北
新田C	S47	4階	32	6･6･DK	(35.32㎡)	9,700 ～ 14,500	～ 19,100						
新田D	S48	4階	28	6･6･DK	(35.32㎡)	9,900 ～ 14,700	～ 19,400						
大山田東A	S49	4階	24	6･4.5･4.5･DK	(44.16㎡)	12,800 ～ 19,100	～ 25,100	○					
大山田東B	S50	4階	32	6･4.5･4.5･DK	(49.12㎡)	14,500 ～ 21,600	～ 28,400						
大山田東C	S51	5階	24	6･4.5･4.5･DK	(49.12㎡)	14,600 ～ 21,800	～ 28,800				○	中部	北
大山田東D	S52	5階	24	6･4.5･4.5･DK	(49.12㎡)	14,900 ～ 22,200	～ 29,200						
大山田東E	S53	4階	24	6･4.5･4.5･DK	(54.09㎡)	17,000 ～ 25,400	～ 33,500						
飛越A	S54	4階	32	6･6･洋5･DK	(52.74㎡)	16,300 ～ 24,200	～ 31,900				○	中部	北
飛越B	S55	4階	32	6･6･洋5･DK	(52.74㎡)	16,500 ～ 24,600	～ 32,500						
池浦A	S57	3階	18	6･6･洋6･DK	(64.15㎡)	20,300 ～ 30,200	～ 39,800			○		中部	北
池浦B	S58	4階	24	6･6･洋6･DK	(64.15㎡)	20,600 ～ 30,600	～ 40,400						
小川A	S59	3階	12	6･6･洋6･DK	(61.86㎡)	19,800 ～ 29,400	～ 38,800						
小川B	S59	3階	12	6･6･洋6･DK	(64.15㎡)	20,500 ～ 30,500	～ 40,300					桜井	桜井
小川C	S60	3階	18	6･6･洋6･DK	(64.15㎡)	20,800 ～ 31,000	～ 40,900						
荒曽根A	S62	3階	12	6･6･洋6･DK	(62.77㎡)	21,800 ～ 32,500	～ 42,800					作野	篠目
荒曽根B	S62	3階	12	6･6･洋6･DK	(62.77㎡)	21,800 ～ 32,500	～ 42,800						
新田北A	S63	3階	18	6･6･洋6･DK	(64.15㎡)	21,900 ～ 32,600	～ 43,000						
新田北B	S63	3階	18	6･6･洋6･DK	(64.15㎡)	21,900 ～ 32,600	～ 43,000		○	○		新田	北
新田北C	H1	3階	18	6･6･洋6･DK	(64.15㎡)	22,200 ～ 33,100	～ 43,600						
小根A	H2	3階	12	6･6･洋6･DK	(64.18㎡)	24,000 ～ 35,800	～ 47,200		○	○		今池	北
小根B	H2	3階	12	6･6･洋6･DK	(64.18㎡)	24,000 ～ 35,800	～ 47,200						
門原A	H3	3階	12	6･6･洋6･DK	(64.18㎡)	22,700 ～ 33,800	～ 44,600						
門原B	H3	3階	12	6･6･洋6･DK	(64.18㎡)	22,700 ～ 33,800	～ 44,600		○	○		桜井	桜井
門原C	H4	3階	18	6･6･洋6･DK	(64.18㎡)	23,000 ～ 34,300	～ 45,200						
大山田上A	H5	3階	18	6･6･洋6･DK	(64.18㎡)	24,500 ～ 36,400	～ 48,100		○	○		中部	北
大山田上B	H5	3階	18	6･6･洋6･DK	(64.18㎡)	24,500 ～ 36,400	～ 48,100						

① 屋外物置……すべての住宅に設置
② ガス……都市ガスです。
③ し尿雑排水処理……新田、大山田東、飛越、池浦Ａ・Ｂ、小川、荒曽根、小根、
大山田上住宅は下水道、新田北、門原住宅は合併浄化槽です。

安 城 市 市 営 住 宅 一 覧 表（抽選型）

抽選型

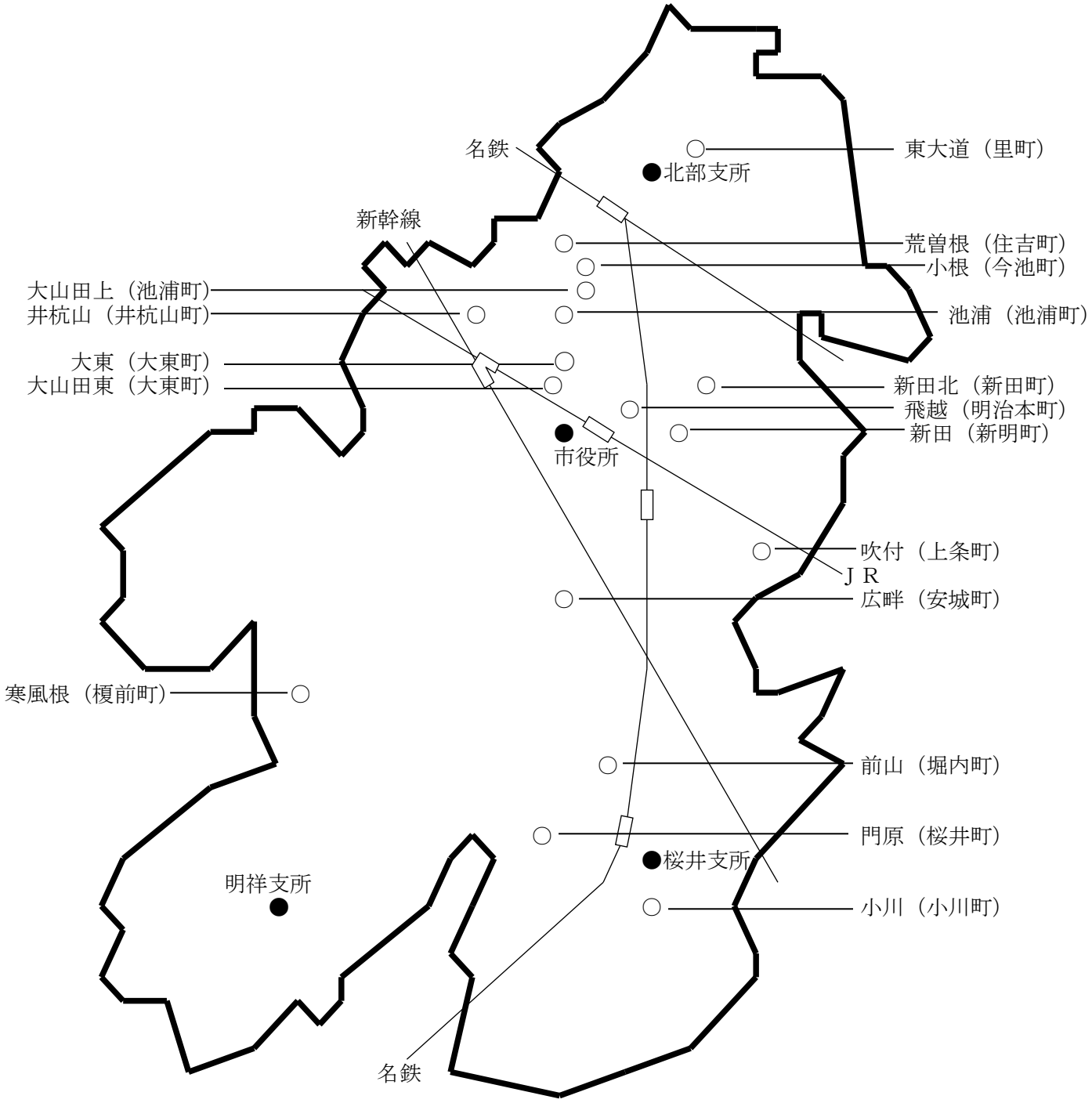
住 宅 名	管理開始年度	建物階数	戸数	間取り（住戸専用面積）		所得月額別の家賃（円／月）		単身入居	浴槽・風呂釜	駐車場（1台）	エレベータ	学 区	
						0～158,000	～214,000					小学校	中学校
前山	H7	4階	24	6･7.5･洋6･DK	(65.95㎡)	24,800 ～ 37,000	～ 48,800		○	○		桜林	桜井
吹付	H8	4階	30	6･7.5･洋6･DK	(65.95㎡)	25,000 ～ 37,300	～ 49,200		○	○		東部	安祥
寒風根Ａ	H11	3階	12	6･7.5･洋6･DK	(65.95㎡)	23,900 ～ 35,600	～ 47,000		○	○		丈山	西
寒風根Ｂ	H11	3階	12	6･7.5･DK	(52.57㎡)	19,100 ～ 28,500	～ 37,600	○					
池浦Ｃ 2DK	H14	4階	12	6･洋6･DK	(53.15㎡)	21,400 ～ 31,800	～ 42,000	○	○	○	○	中部	北
池浦Ｃ 3DK	H14	4階	24	7.5･洋6･洋6･DK	(66.17㎡)	26,600 ～ 39,600	～ 52,300						
東大道Ａ 2DK	H15	3階	15	6･洋6･DK	(53.15㎡)	22,500 ～ 33,500	～ 44,100	○	○	○	○	里町	東山
東大道Ａ 3DK	H15	3階	12	7.5･洋6･洋6･DK	(66.17㎡)	28,000 ～ 41,700	～ 54,900						
東大道Ｂ 3DK	H16	3階	12	7.5･洋6･洋6･DK	(66.17㎡)	28,100 ～ 41,800	～ 55,200						
大東 S2DK	H19	5階	20	洋6･洋5･DK	(45.51㎡)	20,100 ～ 29,900	～ 39,400	○	○	○	○	中部	北
大東 2DK	H19	5階	5	6･洋6･DK	(53.12㎡)	23,400 ～ 34,900	～ 46,000						
大東 3DK	H19	5階	5	7.5･洋6･洋6･DK	(66.20㎡)	29,200 ～ 43,500	～ 57,400						
井杭山 1DK	R5	5階	25	洋8.8・DK	(39.00㎡)	17,500 ～ 26,000	～ 34,300	○	○	○	○	梨の里	篠目
井杭山 2DK	R5	5階	25	6.9・洋6.7・DK	(55.40㎡)	24,800 ～ 37,000	～ 48,800						
井杭山 3DK	R5	5階	15	7.4・洋6・洋7.8・DK	(64.90㎡)	29,100 ～ 43,400	～ 57,200						

① 屋外物置……すべての住宅に設置
② ガス……吹付、寒風根住宅はプロパンガス、その他の住宅は都市ガスです。
③ し尿雑排水処理……前山、吹付、寒風根、東大道、大東、井杭山住宅は下水道です。
池浦住宅Ｃ棟は合併浄化槽ですが、令和８年度中に下水道に接続予定です。

＜市営住宅の郵便番号・所在地＞

新田	〒446－0019	新明町5番地7
大山田東ＡＢ	〒446－0065	大東町6番5号
大山田東ＣＤ	〒446－0065	大東町6番16号
大山田東Ｅ	〒446－0065	大東町6番3号
飛越	〒446－0062	明治本町3番2号
池浦	〒446－0066	池浦町丸田309番地
小川	〒444－1162	小川町北三ツ塚135番地
荒曽根	〒446－0072	住吉町荒曽根53番地3
新田北	〒446－0061	新田町縦町44番地1
小根	〒446－0071	今池町3丁目10番7号
門原	〒444－1154	桜井町咽首13番地
大山田上	〒446－0066	池浦町大山田上2番地615
前山	〒444－1155	堀内町前山10番地
吹付	〒446－0023	上条町吹付18番地1
寒風根	〒444－1214	榎前町寒風根28番地
東大道	〒446－0001	里町3丁目3番地13
大東	〒446－0065	大東町10番7号
井杭山	〒446－0074	井杭山町井杭山64番地5

市　営　住　宅　位　置　図



（　　）内は、町名